# 議事日程

日程第	1			会議録署名議員の指名について
日程第	2			会期の決定について
日程第	3			町長の行政報告及び提出案件要旨説明
日程第	4	同意第	1号	監査委員の選任について
日程第	5	議案第	1号	表彰について
日程第	6	議案第	2 号	遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定につい
				~
日程第	7	議案第	3号	遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部
				改正について
日程第	8	議案第	4号	遠軽町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
日程第	9	議案第	5号	遠軽町税条例の一部改正について
日程第1	O	議案第	8号	遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第1	1	議案第	6 号	遠軽町都市計画税条例の一部改正について
日程第1	2	議案第	7号	遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正につい
				て
日程第1	3	議案第	9 号	遠軽町体育館条例の一部改正について
日程第1	4	議案第1	0 号	遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一
				部改正について
日程第1	5	議案第1	1号	工事請負契約の変更契約の締結について
日程第1	6	議案第1	2号	財産の取得について
日程第1	7	議案第1	3号	財産の無償貸付について
日程第1	8	議案第1	4号	指定管理者の指定について
日程第1	9	議案第1	5 号	平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)
日程第2	O	議案第1	6 号	平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1
				号)
日程第2	1	議案第	4号	遠軽町畑地かんがい用水施設条例の制定について
		(付託案件	件)	(経済常任委員会審査報告、平成28年第6回定例会付託)
日程第2	2			一般質問
日程第2	3	請願第	1号	「現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善
		(付託案件	件)	を求める意見書」の提出を求める請願
				(民生常任委員会閉会中審査、平成28年第8回臨時会付託)
日程第2	4	意見案第	1号	現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を
				求める意見書
日程第2	5	意見案第	2号	国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書

日程第26	意見案第3号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求め
		る意見書
日程第27	意見案第4号	「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあた
		り、現行制度の継続を求める意見書
日程第28	意見案第5号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
日程第29	意見案第6号	大雨災害に関する意見書
日程第30	意見案第7号	JR北海道への経営支援を求める意見書
日程第31	意見案第8号	「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」
		の早期制定を求める意見書
日程第32	意見案第9号	地方一般財源総額の確保等の緊急的な対応を求める意見書

## 平成28年第9回

# 遠軽町議会定例会会議録 (第1号)

## 平成28年12月6日(火)午前10時00分開会

#### ◎本日の会議に付議した事件

9	<b>②本日の会議に付議した事件</b>						
	日程第	1			会議録署名議員の指名について		
	日程第	2			会期の決定について		
	日程第	3			町長の行政報告及び提出案件要旨説明		
	日程第	4	同意第	1号	監査委員の選任について		
	日程第	5	議案第	1号	表彰について		
	日程第	6	議案第	2号	遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定につい		
					て		
	日程第	7	議案第	3号	遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部		
					改正について		
	日程第	8	議案第	4号	遠軽町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について		
	日程第	9	議案第	5号	遠軽町税条例の一部改正について		
	日程第1	O	議案第	8号	遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について		
	日程第1	1	議案第	6号	遠軽町都市計画税条例の一部改正について		
	日程第1	2	議案第	7号	遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正につい		
					て		
	日程第1	3	議案第	9号	遠軽町体育館条例の一部改正について		
	日程第1	4	議案第1	0号	遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一		
					部改正について		
	日程第1	5	議案第1	1号	工事請負契約の変更契約の締結について		
	日程第1	6	議案第1	2号	財産の取得について		
	日程第1	7	議案第1	3号	財産の無償貸付について		
	日程第1	8	議案第1	4号	指定管理者の指定について		
	日程第1	9	議案第1	5号	平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)		
	日程第2	O	議案第1	6号	平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1		
					号)		
	H 1H MT 0	-	===	4 🗆	************************************		

日程第21 議案第 4号 遠軽町畑地かんがい用水施設条例の制定について

## ◎出席議員(15名)

議 長 18番 前田篤秀君 1番 今 村 則 康 君 2番 岩 上 孝 義 君 佐 藤 昇 君 3番 稲 場 仁 子 君 4番 5番 奥 田 稔 君 7番 黒 坂 貴 行 君 9番 岩澤武征君 山谷敬二君 10番 阿部君枝君 11番 松田良一君 12番 13番 竹 中 裕 志君 14番 秋 元 直 樹 君 15番 髙 橋 義 詔 君 16番 一宮龍彦君

## ◎欠席議員(1名)

17番 杉本信一君

## ◎列席者

町 長 佐々木 修 一 君 教育委員会 新 山 史 賢 君 農業委員会会長 新 国 純 一 君

#### ◎説明員

副 町 長 広 井 澄 夫 君 総務部長 加藤俊之君 松橋行雄君 民 生 部 長 経 済 部 長 鈴 木 光 男 君 経済部技監 内 野 清 一 君 総務課長 舟 木 淳 次 君 情報管財課長 浩 君 佐藤 祐 治 鈴木 企 画 課 長 君 企画課参事 斉藤隆雄君 財 政 課 長 大 堀 聡 君 小 谷 英 充 危機対策室参事 山 地 茂 樹 君 保健福祉課長 君 住民生活課長 小野寺 正彦君 税務課長 会 津 靖 朗 君 子育て支援課長 菊地 隆 君 農政林務課長 澤口浩幸 君 笹 原 英 視 君 伊藤雅彦 農政林務課参事 商工観光課長 君 建設課長 金 沢 一 彦 君 水道課長 久 保 英 之 君 会計管理者 荒井正教君 生田原総合支所長 平 間 敏 春 君 只 野 博 之 君 丸瀬布総合支所長 白滝総合支所長 村 上 裕 和 君 一君 増 田 真 一 君 生田原総合支所産業課長 大 辻 祐 丸瀬布総合支所産業課長 教 育 長 教育部長 河 原 英 男 君 小野寺 健 君 総務課長 大 貫 雅 英 君 社会教育課長 堀 嶋 英 俊 君 図 書 館 長 門 脇 和 仁 君 監査委員事務局長 伯 谷 和 昭 君 選挙管理委員会事務局長 伯 谷 和 昭 君 農業委員会事務局長 河 本 伸 二 君

◎議会事務局職員出席者

事務局長 安江陽一郎君 事務局主幹 渡邉亮司君

庶務·議事担当係長 小 玉 美紀子 君

#### ◎開会宣告

〇議長(前田篤秀君) 本日をもって招集されました平成28年第9回遠軽町議会定例会 を開会します。

#### ◎開議宣告

○議長(前田篤秀君) 直ちに、本日の会議を開きます。

#### ◎諸般報告

- ○議長(前田篤秀君) 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。
- ○議会事務局長(安江陽一郎君) 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15人であります。

なお、杉本議員より欠席の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、議長の執 務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配 付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入るこ ともありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第22までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきま す。

以上で報告を終わります。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

**〇議長(前田篤秀君)** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、稲場議員、阿部議員を 指名します。

## ◎日程第2 会期の決定について

○議長(前田篤秀君) 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

髙橋議会運営委員長。

○15番(髙橋義詔君) -登壇-

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成28年第9回遠軽町議会定例会の会期につきましては、12月1日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から12月9日までの4日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、12月8日午後5時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

〇議長(前田篤秀君) お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月9日までの4日間に したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月9日までの4日間とすることに決定しました。

## ◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

O議長(前田篤秀君) 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。 佐々木町長。

## 〇町長(佐々木修一君) 一登壇一

平成28年第9回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御 参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成28年第7回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告をいたします。

まず、遠軽厚生病院の産婦人科についてでありますが、8月16日に石川医師が着任し、22日から診療を開始しているところですが、医師の着任後、初めての分娩が11月4日に行われ、1年1か月ぶりに元気な産声が帰ってきました。町民を代表してお祝いを申し上げますとともに、今後も安定した分娩ができることを願うものであります。

今回の分娩再開は、遠軽町に産婦人科医を確保しようという多くの皆様の気持ちがこのようなうれしい結果に結びついたものであり、御尽力いただいた関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

なお、遠軽地区総合開発期成会の遠軽地区地域医療対策連携会議では、産婦人科医の確保に向けて昨年度からさまざまな要請や活動等を実施してきたところでありますが、今年度におきましても、全国の252の医育大学及び公立病院等に勤務する2,021人の医師に、当地域の医療の現状や視察を勧誘するパンフレットを送付するほか、東京都内の病院に、北海道厚生連、遠軽厚生病院長、湧別町長及び佐呂間町長とともに現在の状況報告と今後についての協力を要請したところであります。

また、12月には首都圏の電車に招致ポスターの中吊り広告の掲示及び週刊誌に広告の 掲載等を実施し、全国に地域医療の窮状と医師募集を呼びかける計画をしております。医 師3人体制の確保に向け、今後もしっかり取り組んでまいりますので皆様の御協力をお願い申し上げます。

次に、白滝ジオパーク関係についてでありますが、11月4日から3日間の日程で日本 ジオパーク委員会による再認定審査の現地調査が行われました。

この現地調査は、平成26年の再認定審査において、2年間の条件付き再認定となったことに伴い、通常は4年ごとに行われる再認定審査が今回行われたものであり、来町した3人の審査員による拠点施設のジオパーク交流センター、昆虫生態館などの現地調査が行われたほか、前回の再認定審査で課題とされた組織体制の見直しや活動計画の策定などについて報告を行いました。

また、総評では、課題への対応や各種団体による保全・教育活動に対し評価を受けましたが、町内全体にジオパークの活動を広げていく重要性や来訪者へのホスピタリティが不足しているとの指摘も受けたところであります。

審査結果は、12月9日に開催される日本ジオパーク委員会で決定されますが、再認定 審査に向けたこの2年間、御協力をいただいた関係者の皆様に心から感謝を申し上げま す。

次に、11月7日に実施しました遠軽町災害対策本部図上訓練についてでありますが、職員の災害対処能力の向上及び防災体制の強化を図るため、今年度は暴風雪を想定した気象条件のもと、自衛隊、網走開発建設部、網走建設管理部、警察署及び消防等の関係機関と協力し訓練を行ったところであります。今後も関係機関と連携し、災害に強いまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、11月19日に大阪城ホールで開催されました第35回全日本小学校バンドフェスティバルに、遠軽小学校、東小学校及び南小学校の合同チーム86人が出場し、20日の第29回全日本マーチングコンテストには、遠軽中学校吹奏楽部37人が出場しました。出場した123人の子どもたちの活躍は、全国に「吹奏楽のまち遠軽町」を強く印象づけ、町民にはまた一つ大きな輝きを与えていただき、心から感謝申し上げますとともにその努力をたたえたいと思います。

次に、要望関係についてでありますが、11月9日に、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会として、防衛省、国会議員及び関係機関に対し北海道における自衛隊の充足率の向上並びに体制の強化について、10日には、陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会として北部方面総監部に、17日には、防衛省、国会議員及び関係機関に対し駐屯地の存置並びに部隊増強について要望を行ってまいりました。

次に、道路整備関係についてでありますが、11月9日に、高規格幹線道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会として、関係省庁、国会議員及び関係機関に対し道路整備の計画的な促進について要望を行ってまいりました。高規格道路は、町民の暮らしを支え、地域と命をつなぐ路線として大変重要でありますので、今後も引き続き要望を行ってまいります。

次に、JR北海道の持続可能な交通体系の在り方についてでありますが、11月18日 に、JR単独では維持することが困難な線区について発表がありました。

この線区につきましては、石北線も含まれており、老朽化した車両や土木構造物が多く存在し、更新も含め持続的に維持するための費用が確保できないため、利用の少ない駅の廃止や列車の見直し、運賃の値上げ、上下分離方式などについて地域とも相談し、輸送サービスを鉄道として維持すべきか、ほかの代替輸送サービスのほうが効率的で利便性が向上するか、検討したいとのことであります。

町といたしましては、これまでもオホーツク圏活性化期成会や沿線自治体と連携し要望活動等を行っておりますが、今後も北海道など関係機関とも連携しながら、しっかり対応してまいりたいと考えております。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

同意第1号監査委員の選任については、現委員であります村瀬光明氏が平成29年2月 28日をもって任期満了となるため、引き続き監査委員として選任したく、議会の同意を 求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、 議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定については、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第3号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正については、 一般職の職員の勤務時間及び休暇を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については、農業委員会等 に関する法律の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町税条例の一部改正については、所得税法等の一部を改正する法律の公布等に伴い、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町都市計画税条例の一部改正については、都市計画用途地域の拡大に伴い、都市計画税の課税区域を変更するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正については、談話室の設置に伴う室料の設定並びに宿泊料の改定及び入浴料の使用区分を整理するため、本条例を 定めるものです。

議案第8号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正については、所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町体育館条例の一部改正については、丸瀬布上武利体育館を廃止するため、本条例を定めるものです。

議案第10号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、遠軽町公共下水道事業の事業計画の変更に伴い、本条例を定めるものです。

議案第11号工事請負契約の変更契約の締結については、平成28年度西2丁目線水谷

橋長寿命化工事について、議会の議決を求めるものです。

議案第12号財産の取得については、土地を取得するため、議会の議決を求めるものです。

議案第13号財産の無償貸付については、土地及び建物を無償で貸し付けるため、議会の議決を求めるものです。

議案第14号指定管理者の指定については、えんがる球技場の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第15号平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金及び繰入金等を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、(仮称)えんがる町民センター建設検討協議会アドバイザーに係る経費、旭川・紋別自動車道丸瀬布遠軽瀬戸瀬間開通記念事業に係る負担金、町内循環線及び清里線の事業費確定に伴う地域公共交通確保維持改善事業補助金、臨時福祉給付金の支給に係る経費、経営発展に必要な農業用機械等の導入に係る担い手確保・経営強化支援事業補助金、学校施設のアスベスト粉じん濃度測定に係る経費、国際スキー連盟公認スキー競技大会に係る社会体育振興補助金、いこいの森軌道災害復旧に係る経費等を計上したところです。

議案第16号平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、国民健康保険システム改修業務委託料、一般被保険者高額療養費等を計上したところです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の大要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたします ので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

#### ◎日程第4 同意第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第4 同意第1号監査委員の選任についてを議題とします。 提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 同意第1号監査委員の選任について御説明いたします。

遠軽町監査委員村瀬光明氏が、平成29年2月28日をもって任期満了となるため、次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町南町3丁目4番地390。

氏名、村瀬光明。

生年月日、昭和23年4月2日であります。

村瀬光明氏は、人格高潔で、財務会計等に熟知し、識見を有する方でありますので、監査委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照願います。 以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

## ◎日程第5 議案第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第5 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

**舟木総務課長**。

○総務課長(舟木淳次君) 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町大通北6丁目4番地1、石井ちせ子様から教育振興資金として200万円の御寄附をいただいたものであります。

以上、1件の個人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案をする ものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第2号

〇議長(前田篤秀君) 日程第6 議案第2号遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長(舟木淳次君) 議案第2号遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について。

遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例について御説明いたします。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員の選出方法が、公選制から議会の同意を得て長が任命する選任制に改められたことに伴い、遠軽町農業委員会の 委員の定数を18人と定めるものであります。

附則として、第1項は公布の日から施行、第2項、第3項は現行の農業委員の定数に関する条例の廃止、第4項は経過措置として現農業委員の任期が満了するまでの間においてはこの改正条例は適用しないことを規定しています。

次のページには、参考資料として遠軽町農業委員会の委員の選任に関する規則を添付しておりますので、後ほどお目通しを願います。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定については、なお審査の必要があると思われますので、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

## ◎日程第7 議案第3号

○議長(前田篤秀君) 日程第7 議案第3号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長(舟木淳次君) 議案第3号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について。

遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

一般職の職員の勤務時間及び休暇を改正するため、本条例を定めるものであります。 別紙をお開き願います。

遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(抜粋)新旧対照表(第1条関係)。

第9条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」を「次に掲げる職員」に改め、対象となる子の範囲に「特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等」を加えるとともに、第2号で、早出遅出勤務をすることができる職員に「小学校等に就学している放課後児童健全育成事業を行う施設にその子を出迎えるために赴く職員」を加えるものです。

第9条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、対象となる子の範囲を第1項と同様に改正をするものです。

第10条第4項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改めるものです。

第13条中、介護休暇の次に、日常的な介護ニーズに対応するため「、介護時間」を加えるものです。

第17条第1項は、職員がの次に「要介護者」(を加え、介護休暇の期間を「職員の申出に基づき、一つの要介護状態ごとに3回以下、かつ、6月以下の範囲内で指定する期間」に改正をするものです。

第2項は、介護休暇の期間を「指定期間」と改正をするものです。

第17条の次に、「第17条の2、介護時間」を加え、第1項は職員が介護のため勤務 しないことが相当である期間を連続する3年以下と定め、第2項は介護時間の時間を1日 につき2時間以下とし、第3項は介護時間を承認され、勤務しなかった時間は無休とする ことなどに改正をするものです。

見出しを含む第19条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改めるものです。

次のページをお開きください。

遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(抜粋)新旧対照表(第2条関係)。

第9条第1項及び第2項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削るものです。

別紙に戻りまして、附則として、第1項は、平成29年1月1日から施行。ただし、第 2条による改正後の規定は、平成29年4月1日から施行することを規定しています。

第2項は、経過措置を規定しています。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第8 議案第4号

〇議長(前田篤秀君) 日程第8 議案第4号遠軽町証人等の実費弁償に関する条例の一 部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長(舟木淳次君) 議案第4号遠軽町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正 について。

遠軽町証人等の実費弁償に関する条例について御説明いたします。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

法改正により条文が繰り下げられたことから、第1条中「第29条第4項」を「第35 条第4項」に改めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第9 議案第5号及び日程第10 議案第8号

○議長(前田篤秀君) 日程第9 議案第5号遠軽町税条例の一部改正について、日程第 10 議案第8号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について、以上議案2件は関連が ありますので一括して議題とします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

会津税務課長。

○税務課長(会津靖朗君) 議案第5号遠軽町税条例の一部改正について説明いたします。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)の公布等に伴い、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、4ページの次にあります遠軽町税条例参考資料をお開き願います。

附則の改正でありまして、アの特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、日本と台湾の間で二重課税の回避及び脱税防止等租税条約に相当する日台民間租税取決めが締結されたことを受け、国内法が整備されたことに伴い、台湾所在の投資事業組合等を通じて支払いを受ける利子等、配当等、これらを特例適用利子等、特例適用配当等と言いますが、これらの収入に係る個人の町民税については、源泉徴収等による課税ができなくなることから申告分離課税とし、税率3%の所得割を課税するものでございます。

また、当該規定の新設に伴い、読替規定を整備するものであります。

イの条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例については、 附則第20条の2を新設することに伴い、条及び字句の整備をするものであります。

ウの別表(第34条の7関係)につきましては、寄附金税額控除の対象となる特定非営

利活動法人に「特定非営利活動法人丸瀬布昆虫同好会」を指定し、解散した「特定非営利活動法人過疎地有償運送生田原交通サポート」を削除するものであります。

次に、別紙の4ページに戻りまして、附則第1条、施行期日、この条例は、平成29年 1月1日から施行し、ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行するものであります。

第2条、適用区分は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき特例適用利子等、特例適用配当等に係る個人の町民税の課税について、平成30年度課税分から適用するものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第8号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)の公布に伴い、 本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては参考資料により説明いたしますので、2ページの次にあります遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお開き願います。

附則の改正でありまして、アの特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例及び イの特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、台湾所在の投資 事業組合等を通じて支払いを受ける特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保 険税の所得割額算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

ウについては、附則第17項及び附則第18項を新設することに伴い、項を整理するものでございます。

次に、別紙の2ページに戻りまして、附則第1項、施行期日は、平成29年1月1日から施行するものであります。

第2項、適用区分は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき特例適用利子等、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税について、平成30年度課税分から適用するものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

**〇議長(前田篤秀君)** これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第5号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第8号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第5号遠軽町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。 本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第11 議案第6号

〇議長(前田篤秀君) 日程第11 議案第6号遠軽町都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

会津税務課長。

○税務課長(会津靖朗君) 議案第6号遠軽町都市計画税条例の一部改正について説明いたします。

本案は、都市計画用途地域の拡大に伴い、都市計画税の課税区域を変更するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては 参考資料により説明いたしますので、次のページにあります遠軽町都市計画税条例(抜 粋)新旧対照表をお開き願います。

この改正は、第2条に規定する課税区域を定める別表を改正するものであります。

豊里の項を、平成28年10月20日に決定した都市計画用途地域の拡大に伴い、課税 区域を拡大するものでありまして、新たに加える課税区域につきましては、赤番3、遠軽 町都市計画税条例の一部改正に関する資料で説明いたします。

1ページは、都市計画税課税区域全体図でありまして、3区域を表示しております。都市計画区域が点線で囲んでいる一番大きい区域でございます。現行の課税区域が実線で囲

んでいる区域であります。新規に加える課税区域は塗りつぶしの区域でありまして、土地 の面積4万4,232平方メートル、48筆でございます。

次に、2ページは、都市計画税新規課税区域拡大図でありまして、同じく3区域を表示しております。都市計画用途地域の新規指定区域が点線で囲んでいる区域であります。高規格道路インターチェンジの供用に伴う土地利用の変化が想定されることから、準工業地域として指定しております。現行の課税区域が太い線で囲んでいる区域であります。新規に加える課税区域は、細い線で囲んでいる区域であります。この地域は、一般住宅、農業者住宅の居宅系家屋及び店舗・工場・倉庫の業務系家屋が混在しております。

課税区域の指定に当たっては、点線で囲んでいる国道242号の中心線より50メートル境界内の宅地等の地番を基本とし、さらに、その土地から奥に宅地等として一帯、または連続している地番を指定しております。また、地番で区切れないものについては、国道242号の中心線から当該地番に向かって50メートルまでの範囲と規定してございます。

この課税区域を新たに指定することにより、都市計画税の課税額は、平成28年度ベースで年間、土地分で10万4,000円、家屋分で21万7,000円を見込んでおります。

次に、別紙に戻りまして、附則、施行期日は、平成29年1月1日から施行するものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町都市計画税条例の一部改正についてを採決いたします。 本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第7号

○議長(前田篤秀君) 日程第12 議案第7号遠軽町生田原コミュニティセンター条例 の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大辻生田原総合支所産業課長。

**〇生田原総合支所産業課長(大辻祐一君)** 議案第7号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、談話室の設置に伴う室料の設定並びに宿泊料の改定及び入浴料の使用区分を整理するため、本条例の一部を改正するものです。

別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部を改正する条例です。

改正の内容につきましては、参考資料により説明をいたしますので、遠軽町生田原コミュニティセンター条例新旧対照表をお開き願います。

別表第1、センター室料及び宿泊料金表中、使用区分の室料、研修室2の後に「談話室1及び談話室2」を加えるものです。談話室1の料金といたしまして、午前を1,800円、午後を3,300円、夜間を3,900円、1日を7,400円とするものです。談話室2の料金といたしまして、午前を6,500円、午後を1万2,400円、夜間を1万4,700円、1日を2万8,800円とするものです。

洋室、1人室、1人1泊につき「5,000円」を「6,000円」に、2人室、1人1 泊につき、1室1人「6,500円」を「7,500円」に、1室2人「4,500円」を「5,200円」にそれぞれ改正し、特別室、2人まで1泊につき「1万4,000円」を「1万6,000円」に、3人以上の加算1泊につき「2,500円」を「3,000円」にそれぞれ改正するものです。

続きまして、備考の第2号から第7号までを改めるもので、第2号は、室料は占用する 場合の料金とする。

第3号は、宿泊料には食事代を含まない。

第4号は、大人とは中学生以上、小人とは4歳以上小学生以下とし、4歳未満であって も別に寝具を必要とする場合は小人とみなす。

第5号は、次に掲げる日の宿泊料は当該宿泊料に1割以内の額を加算した額とすることができる。(1)金曜日及び土曜日、(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日、(3)1月1日から1月3日までの日。

第6号、消費税及び地方消費税は、別途加算するとするものです。

次に、別表第2、センター入浴料金表中「小人幼児」を「小人」に改め、備考の「小学生、幼児とは3歳以上」とあるものを「4歳以上小学生以下」に改めるものです。

次に、別紙の2ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正についてを採 決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第13 議案第9号

**〇議長(前田篤秀君)** 日程第13 議案第9号遠軽町体育館条例の一部改正について を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋社会教育課長。

**○社会教育課長(堀嶋英俊君)** 議案 9 号遠軽町体育館条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、丸瀬布上武利体育館を廃止するため、遠軽町体育館条例の一部を改正するものです。

次のページの別紙をお開き願います。

遠軽町体育館条例の一部を改正する条例でありまして、遠軽町体育館条例の一部を次のように改正するものです。

改正の内容は、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料をお開き 願います。

遠軽町体育館条例(抜粋)新旧対照表でありまして、名称及び位置、第2条中、名称、 丸瀬布上武利体育館、位置、遠軽町丸瀬布上武利164番地とあるのを削除し、1ページ から3ページにかけての別表第5(第13条関係)丸瀬布上武利体育館使用料金表の全て を削除し、別表第6及び別表第7について、それぞれ繰り上げるものです。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、平成29年1月1日から施行することとするものです。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町体育館条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第14 議案第10号

○議長(前田篤秀君) 日程第14 議案第10号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置 等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

久保水道課長。

**〇水道課長(久保英之君)** 議案第10号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、遠軽町都市計画用途区域の見直しに伴い、遠軽町の公共下水道事業の事業計画を変更するための必要な事項を定めるために、本条例を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、次のページ、参考資料により御説明いたしますので、新 旧対照表をご覧願います。

現行、第2条第3項第1号、遠軽処理区、ア、排水区域の面積「732へクタール」を「747へクタール」に改め、イ、排水人口「1万5,900人」を「1万5,980人」に改めるものであります。

前のページ、別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、計画拡張区域について御説明いたします。

赤番4、遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に関する資料の1ページをお開き願います。

この図は、遠軽町公共下水道事業の計画区域拡大箇所図でありまして、今回拡張する図面左上ハッチの部分が遠軽 I C に伴う道の駅地区で、図面中央ハッチ部分が国道 2 4 2 号沿いの豊里地区の拡張区域であります。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第15 議案第11号

○議長(前田篤秀君) 日程第15 議案第11号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木情報管財課長。

**〇情報管財課長(鈴木 浩君)** 議案第11号工事請負契約の変更契約の締結について御 説明をいたします。

断面補修工の増による設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成28年度西2丁目線水谷橋長寿命化工事であります。

契約金額は、変更前8,378万6,400円、変更後8,590万3,200円であります。

契約の相手方は、紋別郡遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組、代表取締役社長石井英治であります。

この工事につきましては、平成28年6月16日議会の議決をいただき、6月17日契約を締結し、6月20日から着工、平成29年1月20日の完成を予定しているところでありますが、断面補修工が当初設計より数量が増えたため、契約金額8,378万6,400円を211万6,800円増の8,590万3,200円に変更するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。 本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第16 議案第12号

**○議長(前田篤秀君)** 日程第16 議案第12号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

**〇財政課長(大堀 聡君)** 議案第12号財産の取得について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものです。

取得する財産につきましては、遠軽町大通北1丁目2番9、2番11及び2番19の土地で、取得金額につきましては1億800万円、取得の相手方につきましては、東京都港区東新橋1丁目9番3号、日本通運株式会社、代表取締役渡邉健二です。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第17 議案第13号

**〇議長(前田篤秀君)** 日程第17 議案第13号財産の無償貸付についてを議題といた します。

提出者の説明を求めます。

只野丸瀬布総合支所長。

**〇丸瀬布総合支所長(只野博之君)** 議案第13号財産の無償貸付について御説明いたします。

財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

1の貸付する財産につきましては、次のページ、別紙をお開き願います。

1の土地でございますが、所在は遠軽町丸瀬布上武利、地番は164番1、地目は学校 用地、面積は6,786平方メートルでございます。

2の建物でございますが、二つとも、所在地は遠軽町丸瀬布上武利164番地1です。

一つは、名称は校舎、構造は鉄骨造2階建、面積は1,395.00平方メートルです。も う一つの名称は体育館、構造は鉄骨造平屋建、面積は570.90平方メートルです。 議案にお戻り願います。

2の貸付の相手方は、千歳市美々987番地22、株式会社碧雲堂ホテル&リゾート、 代表取締役社長五十嵐芳紀でございます。

次に、3の無償とする理由ですが、上武利地区の観光振興のために、入館料無料の展示 施設として使用するためでございます。

最後に、4の貸付の期間ですが、平成29年1月1日から平成33年12月31日までとする。

なお、平成48年12月31日までの間は、更に5年間ごと更新することができるものとするというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号財産の無償貸付についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第14号から日程第20 議案第16号

○議長(前田篤秀君) 日程第18 議案第14号指定管理者の指定について、日程第19 議案第15号平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)、日程第20 議案第16号平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、以上議案3件は関連がありますので一括して議題といたします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

鈴木情報管財課長。

**○情報管財課長(鈴木 浩君)** 議案第14号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、えんがる球技場の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、えんがる球技場であります。

指定管理者は、遠軽町西町1丁目2番地、特定非営利活動法人遠軽町体育協会、会長佐 渡淳道であります。

指定の期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までであります。 次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は、記載のとおりでございます。

業務につきましては、ア、えんがる球技場の維持管理に関する業務、イ、運営に関する 業務、ウ、使用の許可に関する業務、エ、使用の許可に係る料金の収受に関する業務、 オ、前各号に掲げるもののほか、教育委員会が管理運営上必要と認める業務であります。

指定の期間は、規制のとおりであります。

指定管理料は、788万円であります。

公募者の選定に当たりましては、10月28日指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査しております。

選定結果の非公募とした理由でありますが、えんがる球技場は、住民の心身の健全な発達及び体育活動の普及振興を図ることを目的に設置された施設であり、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するためには、他の体育施設との一体的な管理が必要であります。

遠軽町体育協会は、現在、19体育施設の指定管理者となっており、遠軽町体育協会が えんがる球技場を含めた体育施設を一体的に管理することにより、地域等の活力を積極的 に活用した事業効果が明確に期待できることから、公募によらないことが適当であると判 断したものであります。

選定の理由として、遠軽町体育協会から提出された申請書の内容について審査の結果、 スポーツ振興への積極的な取り組みや施設の維持及び管理に係る計画が具体的に示されて おり、えんがる球技場の設置目的の達成に有効なものであると評価されました。また、こ れまでの指定管理者としての実積から、町民が利用しやすい施設づくりに必要な施設の状 況を把握していることも評価されました。

事業計画については、いずれも適切と判断されたことから、遠軽町体育協会を指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に、協定を締結することとしております。 以上で説明を終わります。

- 〇議長(前田篤秀君) 大堀財政課長。
- **○財政課長(大堀 聡君**) 議案第15号平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)について説明いたします。

平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,642万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を178億1,985万7,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。 繰越明許費は、「第2表繰越明許費」により説明いたします。

債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第4表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に7,214万7,000円を追加 し、総額を12億3,909万4,000円とするものです。

15 款道支出金につきましては、1項道負担金に6万1,000円を追加、2項道補助金に3,927万7,000円を追加し、総額を13億2,163万8,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に330万3,000円を追加し、総額を2,648万4,000円とするものです。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に2,783万5,000円を追加し、総額を10億254万8,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債を620万円減額し、総額を30億1,010万円とするものです。

これにより、歳入合計176億8,343万4,000円に1億3,642万3,000円 を追加し、総額を178億1,985万7,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2 款総務費につきましては、1項総務管理費に795万1,000円を追加し、総額を31億7,357万2,000円とするものです。

3 款民生費につきましては、1項社会福祉費に7,393万1,000円を追加し、総額を29億607万8,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に59万6,000円を追加し、総額を16億2,255万3,000円とするものです。

6 款農林水産業費につきましては、1項農業費に3,257万7,000円を追加し、総額を12億5,821万1,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に10万円を追加、2項小学校費に75万4,000円を追加、3項中学校費に68万9,000円を追加、4項学校給食費に12万5,000円を追加、5項社会教育費に10万円を追加、6項保健体育費に160万円を追加し、総額を21億7,005万9,000円とするものです。

11款災害復旧費につきましては、1項災害復旧費に1,800万円を追加し、総額を 4億9,258万3,000円とするものです。

これにより、歳出合計176億8,343万4,000円に1億3,642万3,000円 を追加し、総額を歳入歳出同額の178億1,985万7,000円とするものです。

次に、第2表、繰越明許費について説明いたします。

3款民生費1項社会福祉費、臨時福祉給付金等支給事業6,977万8,000円、11

款災害復旧費1項災害復旧費、いこいの森軌道災害復旧事業1,800万円につきましては、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするものです。

次に、第3表、債務負担行為補正について説明いたします。

次のページをお開き願います。

債務負担行為につきましては、指定管理者の指定により、えんがる球技場指定管理料、期間、平成28年度から平成29年度、限度額788万円を追加するものです。

次に、第4表、地方債補正について説明いたします。

地方債につきましては、人材開発センター改修事業の限度額を補助金の交付により990万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

11ページをお開き願います。

2 款総務費 1 項総務管理費 6 目企画費、企画一般経費 1 4 1 万 7,000円につきましては、(仮称) えんがる町民センター建設検討協議会アドバイザー報償費 2 0 万円、農村文明創生日本塾負担金 1 万 7,000円、旭川・紋別自動車道丸瀬布遠軽瀬戸瀬間開通記念事業負担金 1 2 0 万円を計上するものです。

大会誘致事業7万円につきましては、各種大会等誘致事業補助金を計上するものです。 行政改革事業5万7,000円につきましては、行政改革推進委員会の開催回数の増加 により、行政改革推進委員会委員報酬4万4,000円、費用弁償1万3,000円を計上 するものです。

8目交通対策費、バス路線事業101万9,000円につきましては、町内循環線及び 清里線の事業費の確定に伴う地域公共交通確保維持改善事業補助金を計上するものです。

14目諸費、過誤納還付218万5,000円につきましては、平成27年度施設型給付費負担金等の精算に伴う税外過誤納還付金を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業320万3,000円につきましては、指定寄附金6件、227万2,089円、ふるさと納税寄附金136件、93万円により、まちづくり振興基金積立金を計上するものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、臨時福祉給付金等支給事業7,214万7,000円につきましては、国の補正予算により所得の低い方に対する給付措置として実施する臨時福祉給付金の支給に係る経費として、時間外及び休日勤務手当112万5,000円、賃金職分社会保険料13万5,000円、臨時職員賃金80万1,000円、消耗品費18万1,000円、印刷製本費24万9,000円、通信運搬費107万6,000円、手数料43万2,000円、総合行政情報システム改修業務委託料64万8,000円、臨時福祉給付金6,750万円を計上するものです。

民生委員協議会事業6万1,000円につきましては、民生委員活動費の交付基準の改

正に伴う民生委員協議会補助金を計上するものです。

後期高齢者医療広域連合負担金84万3,000円につきましては、平成27年度市町 村療養給付費負担金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合負担金を計上するものです。

- 3目高齢者福祉費、デイサービスセンター運営補助事業88万円につきましては、丸瀬 布デイサービスセンター運営事業補助金を計上するものです。
- 4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費、環境衛生一般経費59万6,000円につきましては、飲料水給水管布設工事に係る補償金を計上するものです。
  - 5款労働費1項労働諸費1目労働諸費につきましては、財源の振り替えです。
- 6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費、農業振興一般経費 3,2 5 7 万 7,0 0 0 円につきましては、国の補正予算により農業用機械等の導入に係る担い手確保・経営強化支援事業補助金を計上するものです。
  - 4目畜産業費につきましては、財源の振り替えです。
  - 2項林業費1目林業振興費につきましては、財源の振り替えです。
- 10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業10万円につきましては、指定寄附により奨学資金貸付基金操出金を計上するものです。
- 2項小学校費1目学校管理費、小学校管理一般経費75万4,000円につきましては、アスベスト粉じん濃度測定調査に係る手数料を計上するものです。
- 3項中学校費1目学校管理費、中学校管理一般経費68万9,000円につきましては、アスベスト粉じん濃度測定調査に係る手数料を計上するものです。
- 4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食施設管理事業12万5,000円につきましては、アスベスト粉じん濃度測定調査に係る手数料を計上するものです。
- 5項社会教育費2目図書館費、図書館図書室管理運営事業10万円につきましては、指 定寄附による図書購入費を計上するものです。
- 6項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育一般経費160万円につきましては、社会体育振興補助金を計上するものです。
- 11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業1,800万円につきましては、8月の台風による、いこいの森軌道災害復旧工事を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

- 9ページをお開き願います。
- 1 4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金 7,2 1 4 万 7,0 0 0 円につきましては、臨時福祉給付金給付事業費補助金及び臨時福祉給付金等給付事務費補助金の追加です。
- 15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金6万1,000円につきましては、民 生委員活動費負担金の追加です。
- 2項道補助金4目農林水産業費道補助金3,327万7,000円につきましては、担い 手確保・経営強化支援事業補助金及びエゾシカ緊急対策事業に係る地域づくり総合交付金

の追加です。

7目労働費道補助金600万円につきましては、遠紋地域人材開発センター改修に係る地域づくり総合交付金の追加です。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金237万3,000円につきましては、まちづくり振興資金として3件、17万2,089円、社会福祉振興資金として1件、5万円、スポーツ振興資金として1件、5万円、教育振興資金として1件、200万円、奨学資金として1件、10万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金93万円につきましては、136件のふるさと納税をいただい たものです。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、2,212万5,000円の追加です。

2目まちづくり振興基金繰入金につきましては、571万円の追加です。

21款町債1項町債3目労働債620万円の減額につきましては、人材開発センター改修事業債の減額です。

以上で説明を終わります。

〇議長(前田篤秀君) 暫時休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時09分 再開

〇議長(前田篤秀君) 再開します。

11時25分まで、暫時休憩します。

午前11時09分 休憩

\_\_\_\_\_

午前11時22分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

只野丸瀬布総合支所長。

**〇丸瀬布総合支所長(只野博之君)** 次に、赤番 5 の一般会計補正予算(第 1 0 号)に関する資料をお開き願います。

いこいの森軌道災害復旧工事についてであります。

工事箇所につきましては、森林公園いこいの森内の被災を受けた軌道敷地、延長410 メートルであります。

以上で説明を終わります。

- 〇議長(前田篤秀君) 小野寺住民生活課長。
- **○住民生活課長(小野寺正彦君)** 議案第16号 平成28年度遠軽町国民健康保険特別 会計補正予算(第1号)について説明いたします。

平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,460万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,868万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。 1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に1,100万5,000円を追加、2項国庫補助金に357万4,000円を追加し、総額を5億1,640万8,000円とするものです。

6 款道支出金につきましては、2 項道補助金に207万3,000円を追加し、総額を 1億3,468万4,000円とするものです。

10款繰越金につきましては、1項繰越金に795万円を追加し、総額を795万1, 000円とするものです。

これによりまして、歳入合計27億4,408万7,000円に2,460万2,000円 を追加し、総額を27億6,868万9,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費に150万3,000円を追加し、総額を4,119万8,000円とするものです。

2 款保険給付費につきましては、2 項高額療養費に2,3 0 4 万円を追加し、総額を17億2,784万3,000円とするものです。

4款前期高齢者納付金等につきましては、1項前期高齢者納付金等に5万9,000円を追加し、総額を18万円とするものです。

これによりまして、歳出合計27億4,408万7,000円に2,460万2,000円 を追加し、総額を歳入歳出同額の27億6,868万9,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

1 款総務費1項総務管理費1目一般管理費150万3,000円は、国民健康保険システム改修業務に係る委託料の追加です。

2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費2,304万円は、一般被保険者高額療養費の増加に伴う負担金の追加です。

4 款前期高齢者納付金等1項前期高齢者納付金等1目前期高齢者納付金5万9,000 円は、前期高齢者納付金の増加による負担金の追加です。

次に、歳入について説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金1,100万5,000円は、一

般被保険者分療養給付費負担金及び前年度実績精査により1,098万7,000円、前期 高齢者納付金負担金として1万8,000円の追加です。

2項国庫補助金1目財政調整交付金207万2,000円は、一般被保険者分高額療養費保険者負担金の増加に伴う普通調整交付金161万2,000円、特別調整交付金46万円の追加です。

2 目国民健康保険制度関係業務準備事業補助金150万2,000円は、新たな国保制度対応準備に係る補助金の追加です。

6款道支出金2項道補助金1目財政調整交付金207万3,000円は、一般被保険者 高額療養費保険者負担金の増加に伴う北海道普通調整交付金138万2,000円、北海 道特別調整交付金69万1,000円の追加です。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金795万円は、前年度繰越金の追加です。 以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、一括上程しました議案3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第14号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、 歳出より各款ごとに行います。

2 款総務費、11ページから12ページ。 髙橋議員。

- **○15番(髙橋義詔君)** 12ページの旭川・紋別自動車道の負担金の部分ですけれど も、こちらの内容を教えてください。
- 〇議長(前田篤秀君) 佐藤企画課長。
- **〇企画課長(佐藤祐治君)** ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

この負担金につきましては、遠軽瀬戸瀬IC開通に伴いまして、実行委員会形式で行う ものに対しましての負担金ということになります。

遠軽瀬戸瀬ICの開通日、まだ公表にはなっておりませんが、恐らく来年3月中にはなろうかと思います。その当日に、開通イベントということで事業を行いたいと。それと、テープカットも含めて会場で行う経費ということで、負担金を計上させていただいております。総額177万円ということで、遠軽町そのうち120万円を負担金ということで考えているところでございます。そのほかにつきましては、旭川・紋別道の期成会がございます。そちらのほうから7万円。それと、北海道高速道路建設促進期成会というのがございます。そちらのほうから50万円いただきまして、総額で177万円の予算の中で行い

たいというふうに考えております。

中身につきましては、当日開通イベントということで、瀬戸瀬ICのほうから丸瀬布に向かいまして、折り返し往復5キロのウオーキングということで参加者200名を見込んで開催を考えてございます。そちらの参加者に対する昼食代、それと、仮設のトイレ賃借料、それから、その参加者200名を送迎いたしますバス代、それと広告料、それから保険料、それから記念品ということで、今のところタオルということで450枚ほど考えてございます。その経費含めまして177万円という予算の中で事業を行いたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(前田篤秀君) 髙橋議員。
- **〇15番(髙橋義詔君)** 実行委員会の構成は、どんな形でしょうか。
- 〇議長(前田篤秀君) 佐藤企画課長。
- **○企画課長(佐藤祐治君)** 実行委員会の構成メンバーということで、遠軽町、湧別町、 紋別市、それから網走開発建設部ということで構成してございます。
- 〇議長(前田篤秀君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、3款民生費、13ページから14ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 4款衛生費、15ページから16ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 5款労働費、17ページから18ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6款農林水産業費、19ページから22ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 10款教育費、23ページから34ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 11款災害復旧費、35ページから36ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

14款国庫支出金、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 15款道支出金、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 17款寄附金、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 18款繰入金、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 21款町債、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第2表、繰越明許費、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第3表、債務負担行為補正、4ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第4表、地方債補正、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案16号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、 歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 2款保険給付費、10ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 4 款前期高齢者給付金等、12ページから13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

3款国庫支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(前田篤秀君)** 6 款道支出金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 1 0 款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

以上で、議案3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第14号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)を採決いたしま

す。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採 決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第21 議案第4号

○議長(前田篤秀君) 日程第21 議案第4号遠軽町畑地かんがい用水施設条例の制定 についてを議題といたします。

平成28年第6回定例会において付託いたしました経済常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

松田経済常任委員長。

〇12番(松田良一君) -登壇-

経済常任委員会の審査報告をいたします。

平成28年第6回遠軽町議会定例会におきまして、経済常任委員会に付託されました議 案第4号遠軽町畑地かんがい用水施設条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条 の規定により審査結果を報告いたします。

本条例につきましては、本町の畑地における営農用水を確保するため、農業農村整備事業等の整備された畑地かんがい用水施設の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

本委員会において、委員会審査を平成28年10月24日及び11月24日に行い、原 案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上で、経済常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わらせていただきます。

- O議長(前田篤秀君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。 稲場議員。
- ○4番(稲場仁子君) この条例については、前回にも御質問いたしました。

現在の使用状況を見ると、区域外利用ですとか目的外利用といった状況が見られるのではないかと。条例が制定されることにより、条例違反という状況が出る恐れがあるということでお聞きしたのですけれども、その点に関して、委員会ではどのような確認をとられたのでしょうか。

- 〇議長(前田篤秀君) 松田経済常任委員長。
- **〇12番(松田良一君)** この案件につきましては、現在、町長が特に定めるものとしましては想定するものではないのですが、災害時における特別使用等に関しては該当すると。そのほかの関係に対しましても、畑かん施設が整備されているということでの条件で、多目的施設を利用する場合、農業者であっても組合に入っていなければ施設は使用できないということであります。
- 〇議長(前田篤秀君) 稲場議員。
- ○4番(稲場仁子君) それは理解しておりますけれども、現在の利用状況、また今後この条例が制定された後の状況について、そういう条例違反になるような状況があるのかないのかということを委員会としてきちっと確認されましたか。
- 〇議長(前田篤秀君) 松田経済常任委員長。
- ○12番(松田良一君) 条例違反という部分につきましては……。
- 〇議長(前田篤秀君) 暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

\_\_\_\_

午前11時39分 再開

〇議長(前田篤秀君) 再開します。

松田経済常任委員長。

- **〇12番(松田良一君)** 稲場議員の質問に対して、確認はされています。これからもそういう状況で確認しながらいきたいと思います。
- 〇議長(前田篤秀君) 稲場議員。
- **〇4番(稲場仁子君)** ということは、委員会としてはそういう状態にはならないと。現在ないし、今後もそういう状態になることはないということで確認しているということでよろしいですね。
- 〇議長(前田篤秀君) 松田経済常任委員長。
- ○12番(松田良一君) そのとおり、そういうことで行っております。
- 〇議長(前田篤秀君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町畑地かんがい用水施設条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

## ◎延会の議決

〇議長(前田篤秀君) お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

## ◎延会宣告

**〇議長(前田篤秀君)** 本日は、これで延会します。

午前11時41分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長河 河 為 今 署 名 議 員 阿 部 君 校